

原議保存期間	5年(令和9年3月31日まで)
有効期間	一種(令和9年3月31日まで)

各都道府県警察の長  
(参考送付先)  
庁内各局部課長殿  
各附属機関の長  
各地方機関の長

警察庁丙捜一発第2号  
警察庁丙鑑発第11号  
令和3年6月1日  
警察庁刑事局長

「死因究明等推進計画」に基づく取組の推進について（通達）

死因究明及び身元確認（以下「死因究明等」という。）に関する施策については、犯罪死見逃しの問題等を背景に平成24年に成立した死因究明等の推進に関する法律（平成24年法律第33号。平成26年9月失効。）第7条に基づき策定された死因究明等推進計画（以下「旧計画」という。）に基づき、各種施策を推進してきたところである。

この度、令和2年4月に施行された死因究明等推進基本法（令和元年法律第33号。以下「基本法」という。）第19条に基づく新たな死因究明等推進計画（以下「新計画」という。）の案が作成され、本日、閣議決定された（新計画については、別添参照。旧計画については、廃止。）。

新計画は、死因究明等の到達すべき水準、死因究明等の施策に関する大綱その他の基本的な事項、死因究明等に関し講ずべき施策等について定めたものであり、国は、死因究明等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとされている。また、新計画においては、警察が主体的に取り組む施策だけでなく、その他の行政機関が取り組む施策や警察を含めた関係機関・団体が連携して取り組むべき施策も盛り込まれているところである。

新計画に盛り込まれた警察関係施策の多くは、旧計画から引き続き盛り込まれたものであり、警察としては、引き続き適切に推進していくことが求められる。他方、新計画には、時代の要請に応じた新たな施策として、警察における死体取扱数の増加に対応するための、より効果的・効率的な検視官の運用の検討や予防のための子どもの死亡検証（Child Death Review。以下「CDR」という。）への対応等が盛り込まれており、これらに的確に対応する必要がある。

各位にあつては、下記に示す新計画の概要を参考に、関係機関・団体と緊密に連携しつつ、同計画に基づく取組を着実に推進されたい。

記

## 1 現状と課題

新計画に掲げられた現状と課題は、大きく以下の4点である。

- 人口の高齢化を背景とした死亡数の増加
- 法医学教室の人員、検案を担う医師等の人材確保の必要性
- 死因究明等推進地方協議会の設置の促進、議論の活性化

- 公衆衛生の向上・増進等を目的とした解剖・検査等が適切に実施される体制整備の必要性
- 2 死因究明等の到達すべき水準と基本的な考え方
  - 死因究明等の推進は、安全で安心して暮らせる社会及び生命が尊重され個人の尊厳が保持される社会を実現することを目的とし、死因究明等が地域にかかわらず等しく適切に行われるよう、以下の水準を目指して行われる。
  - また、死因究明等に関する施策については、到達すべき水準を目指して、基本法第10条から第18条までに掲げられた基本的施策の下に具体的な施策を策定し、実施することを基本とするとされており、国は、具体的施策を実施する責務を、地方公共団体は、国の施策等を踏まえ、国と適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有するものとされている。
  - (1) 死因究明等の到達すべき水準
    - 死因究明等を重要な公益性を有するものとして位置付け
    - 必要な死因究明等が実現される体制の整備
    - 客観的かつ中立公正に実施
    - 権利利益の擁護、公衆衛生の向上・増進、被害の拡大防止等にも寄与
  - (2) 死因究明等の基本的な考え方
    - 国は、具体的な施策を実施する責務を有する。
    - 地方公共団体は、その地域の実情に応じた施策を策定し、実施する責務を有する。また、死因究明等推進地方協議会設置を設けるよう努めるものとする。
    - 国、地方公共団体及び大学のみならず、医療機関、関係団体、医師、歯科医師、その他の死因究明等に関する者は、新計画に記載された国の施策及び地方公共団体の施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力することが求められる。
- 3 死因究明等に関し講ずべき施策
  - 警察に関連する主な施策は、以下のとおりである。
  - (1) 死因究明等に係る人材の育成等（法第10条）
    - 都道府県医師会や同歯科医師会と都道府県警察との合同研修会等の実施
    - 解剖・検査等の結果の検案医や読影する医師への還元
    - 死体取扱業務に従事する警察官に対する教養の充実
    - 全国会議等における事例発表や執務資料の作成・配布等を通じた、効果的な取組等に関する情報の共有
  - (2) 警察等における死因究明等の実施体制の充実（法第13条）
    - より効果的・効率的な検視官の運用についての検討
    - 司法解剖等の委託経費に関する必要な見直し
    - 必要な薬毒物定性検査を迅速・的確に実施するための科学捜査研究所の体制整備
    - 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年

法律第34号。以下「死因・身元調査法」という。)に基づく検査の適切な実施を推進するため、都道府県医師会、法医学教室等との連携強化

- 死亡時画像診断の実施に協力を得られた病院との協力関係の強化・構築
- 身元確認照会システムの適正かつ効果的な運用
- 身元確認に必要なDNA型鑑定を適切に実施するための鑑定体制の整備等

(3) 死因究明のための死体の科学調査の活用（法第15条）

- 簡易検査の徹底、複数の簡易薬物検査キットの活用等薬毒物検査の充実

(4) 身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備（法第16条）

- 歯科医師に対する照会要領の作成等、平素から所要の準備の推進

(5) 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進（法第17条）

- 死因・身元調査法に基づく、必要な関係行政機関への通報
- CDRについての検討
- 捜査への影響、第三者のプライバシーの保護に留意しつつ、遺族等に対する丁寧な説明の実施

4 推進体制等

- 国は、3年に1回を目途に本計画に検討を加え、必要に応じて見直しを実施
- 少なくとも毎年1回フォローアップを実施

5 中長期的課題

- 国が把握した実態に基づき、施策の評価・地域間の比較を行い、必要な人材確保、体制整備等についてより明確化すること等を目指す
- 新興感染症の脅威を踏まえ、解剖に従事する医師、警察等の検視・調査への立会い・検案をする医師等の安全確保に向けた方策について、引き続き検討

別添参考（省略）